

社会福祉法人真誠会理事長等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真誠会（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）及び常務理事（以下「常務理事」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 理事長及び常務理事の報酬（以下「報酬」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、理事長は、法人の経営実態、勤務の実態等を考慮のうえ、理事長の報酬を減額し、若しくは無支給とすることができるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 報酬は、社会福祉法人真誠会給与規程第2条第2項及び第3項に規定する職員の給与支給日に合わせて支給するものとする。

(法人の業務に従事する日等)

第4条 理事長及び常務理事が社会福祉法人真誠会の業務に従事する日及びその時間は、原則として別表2に掲げるとおりとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月21日から施行する。

この規程は、平成22年6月1日から施行し、平成22年5月21日に遡及して適用する。

この規程は、平成23年6月1日から施行し、平成23年5月21日に遡及して適用する。

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

別表1

理事長及び常務理事の報酬月額（第2条関係）

| 職名 | 報酬月額 |
|------|------------|
| 理事長 | 1,300,000円 |
| 常務理事 | 500,000円 |

別表2

業務を行う日及びその時間（第4条関係）

| 職名 | 業務を行う日 | 勤務する時間 |
|------|----------|----------|
| 理事長 | 月曜日から土曜日 | 2時間以上 |
| 常務理事 | 月曜日から金曜日 | 14時から18時 |